門司植物防疫所における農林水産省就業体験実習生の募集、決定等について

平成19年3月9日 一部改正 平成21年12月22日 一部改正 平成23年5月10日 一部改正 平成30年4月25日 一部改正 令和 2年6月9日 一部改正 令和 2年12月23日 一部改正 令和 3年6月3日 一部改正 令和 6年3月27日 門 司 植物防疫所

農林水産省就業体験実習実施要領(平成15年1月31日付け大臣官房秘書課長通知 (以下「実施要領」という。))第15の(1)に定める門司植物防疫所の実施分に係 る実習生の募集・決定の具体的手続及び実習の実施に関する留意すべき事項は、次によ ることとする。

(実習生の募集)

- 第1 実習生の募集は、次により行う。
  - (1) 門司植物防疫所長は、実習生の受入れについて、受入れ可能な部署名、期間、人数、実施業務等につき別紙様式1にとりまとめ、その内容を大学等及び学生に対して、インターネット等を通じて、実習の実施を通知する。
  - (2) 大学等の就職担当部局等は、実習に参加させるものとして推薦する学生を別紙様式2にとりまとめ、被推薦者毎に別紙様式3の個人調書を添付して、門司植物防疫所長に提出する。ただし、海外に所在する大学等の学生が実習を希望する場合に限り、学生が直接、別紙様式2-1及び別紙様式3を門司植物防疫所長に提出する。

(実習生の決定等)

- 第2 実習生の決定は、次により行う。
  - (1) 門司植物防疫所長は、受入れ可能人数、学生の希望等を勘案し、受入れの可否を決定する。この際、実習を実施する部署の長による面接を行うことができる。
  - (2) 門司植物防疫所長は、別紙様式4により速やかに大学等へ、受入れ可能な学生の 氏名及び実習を実施する部署等(以下「受入部署等」という。)を通知する。当該 学生への結果の通知は、各大学等において行うこととする。ただし、実習生が海外 に所在する大学等の学生である場合に限り、門司植物防疫所長は別紙様式4-1に より当該学生に直接結果を通知するものとする。
  - (3) 実習生は、実施要領第6の(5) に規定する誓約については、別紙様式5による 誓約書を門司植物防疫所長に提出することとする。

(実習の実施に係る留意すべき事項)

第3 実習の実施方法等は、次のとおりとする。

- (1) 門司植物防疫所長は、実習を実施する部署の長に、その所属職員(原則として次 席植物検疫官クラス)のうちから指導員を指名させる。
- (2) 指導員は、別紙様式6により実施要領第7の(3) に規定する実習計画書を実習 開始前日までに門司植物防疫所長まで提出するものとする。
- (3) 実習生は、実習期間終了後2週間以内に、実習内容に関する報告書(1,000 字程度)を作成し、指導員を経由して門司植物防疫所長に提出することとする。
- (4) 指導員は、実習終了後、速やかに実習の結果について別紙様式7により門司植物 防疫所長に報告することとする。
- (5) 門司植物防疫所長は、実習終了後、各大学等に対して実習の結果を報告するもの とする。また、実習生への連絡は、各大学等において行う。
- (6) 実習に必要な机、椅子、パソコン等の事務用品は門司植物防疫所において準備し、 実習生に供与する。
- (7) 実習時間は午前9時から午後5時まで(以下、「定時」という。)とし、このうち午後0時から午後1時までは休憩時間とする。なお、例外的に定時以外にも若干の実習を行うことがある。

## (実習の期間の延長の取扱)

- 第4 実施要領第4の(2)に基づく実習の期間の延長については、次のとおりとする。
  - (1) 実習生から実習の期間の延長の申出があり、受入部署等として延長して受け入れることができると判断したときは、速やかに門司植物防疫所長に連絡する。
  - (2) (1) により、実習の期間の延長の申出について連絡を受けた門司植物防疫所長は、速やかに実習の期間の延長の申出を行った実習生が所属する大学等に連絡し、当該期間の延長についての可否の判断について伺いを立てるとともに、受入延長を行う期間が実習生が加入する保険(実施要領第13に定める保険をいう。)の保健期間内であることを確認する。ただし、実習生が海外に所在する大学等の学生である場合に限り、当該実習生が確認し門司植物防疫所長へ確認する。
  - (3) 門司植物防疫所長は、(2) において行った実習の期間の延長の可否の判断等を総合的に勘案し、当該延長の可否について決定するものとする。
  - (4) 門司植物防疫所長は、(3) の結果について、速やかに当該実習生の所属する大学等に連絡するものとする。
  - (5) (3) において、実習の期間の延長について「可」と判断したときは、門司植物 防疫所長は、パソコンの貸出期間の延長等必要な手続をとることとする。

## (特例的な取扱)

第5 本実施細則第1及び第2の定めるところに関わらず、実習生の募集及び決定 等に関しては、大学等の事情に基づいて異なる取扱を定めることができる。